

保存樹木の指定について

(第13次指定)

■ 保存樹木の指定基準

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第1号)

規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。(同条例施行規則第13条)

- (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
- (2) 高さが12m(株立ちした樹木にあっては3m)以上であること
- (3) つる性植物である樹木にあっては、樹冠の水平投影面の面積が30㎡以上であること
- (4) 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

■ 樹木保存区域の範囲

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面(当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。)の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。(同条例施行規則第15条)

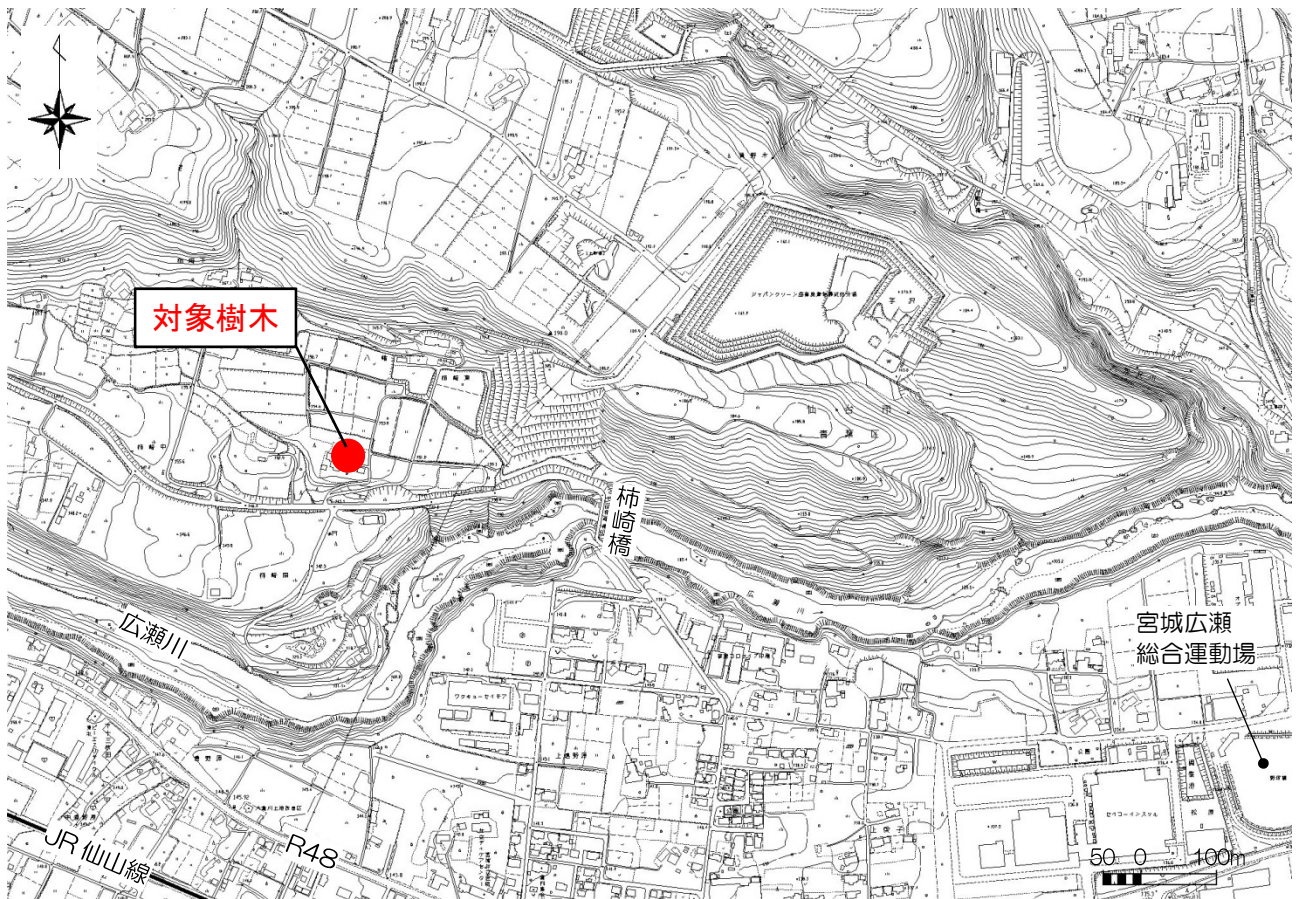
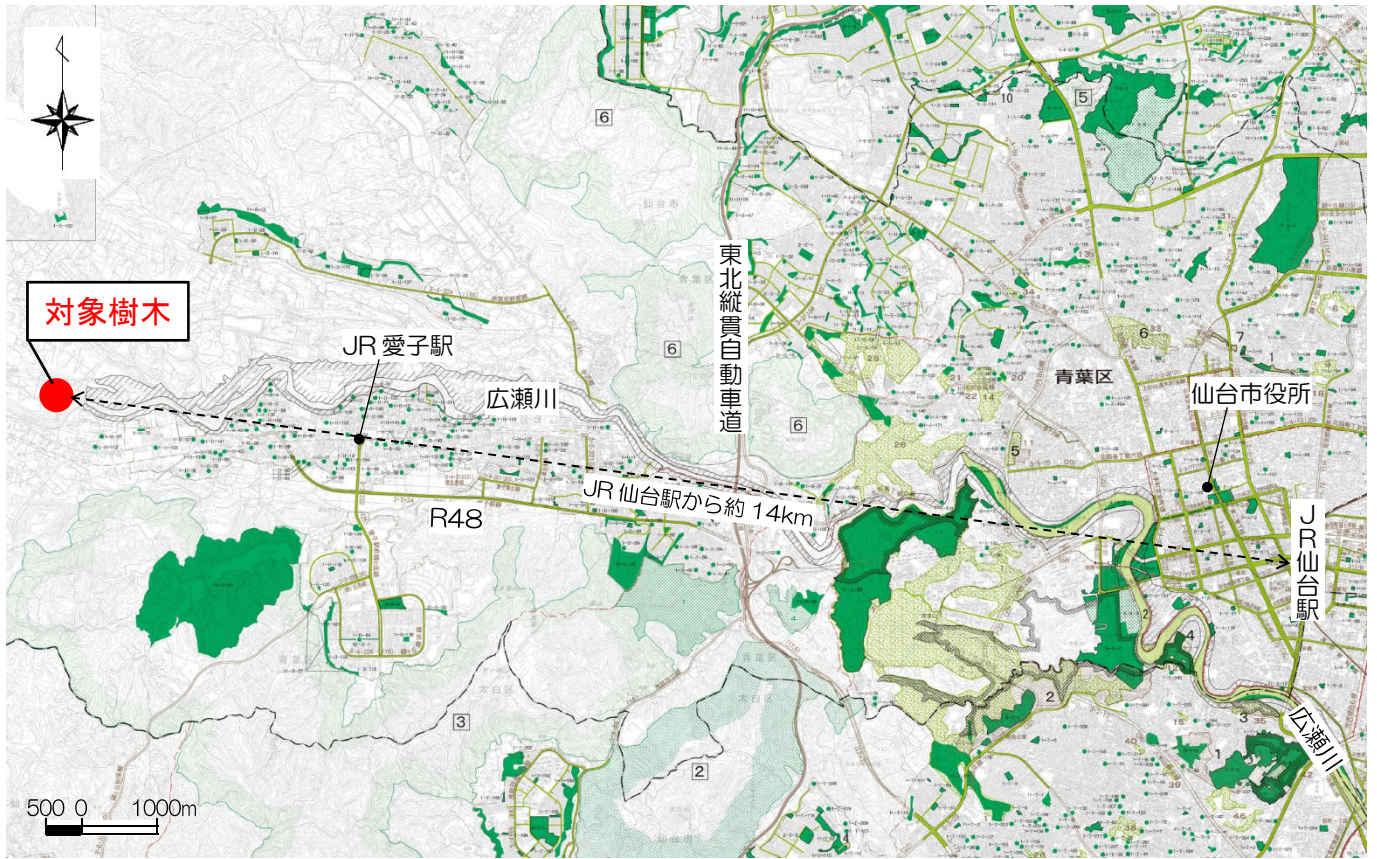
■ 対象樹木

指定番号	225	樹種	ヒヨクヒバ(ヒノキ科)		
推定樹齢	約400年	樹高	12.50 m	幹周	4.45 m (高さ1.4m地点)
所在地	青葉区芋沢字八幡18-1地内				
所有者	個人				
指定基準該当	施行規則第13条第1号, 第2号				

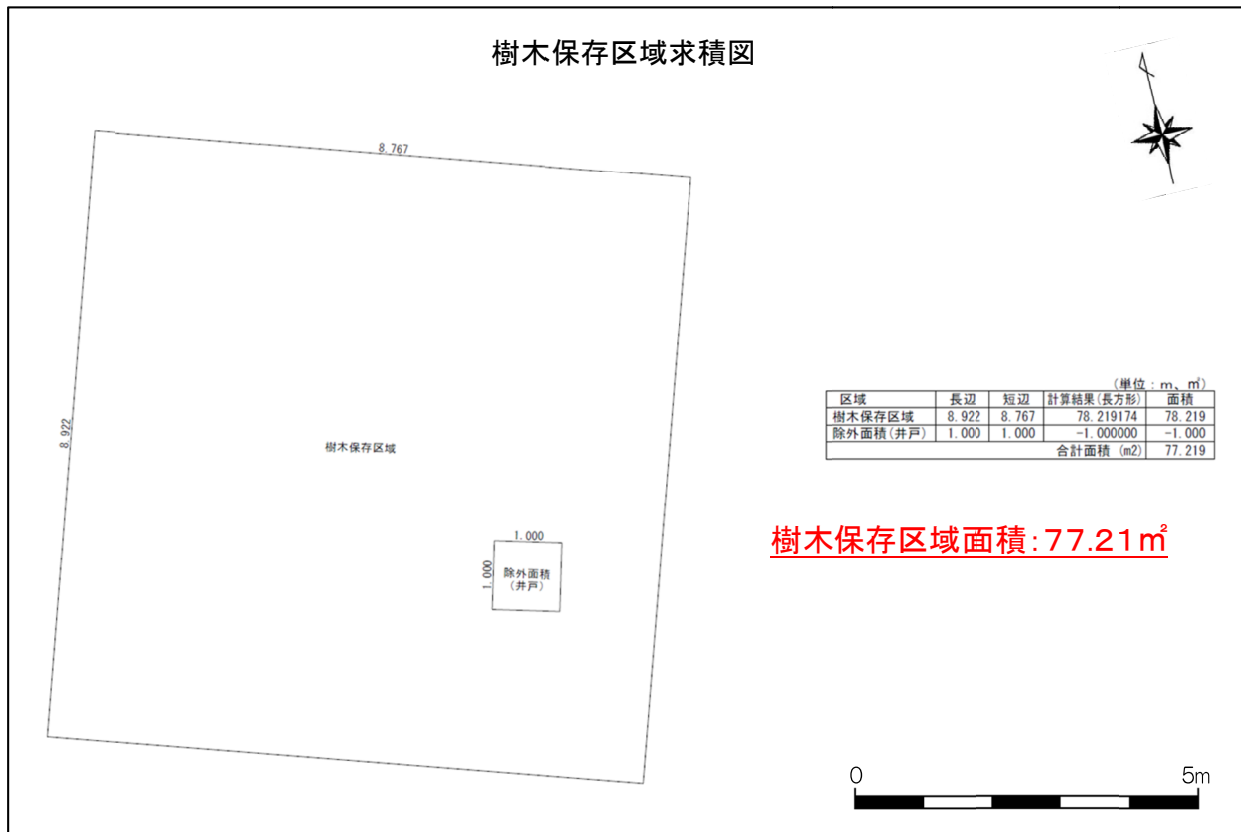
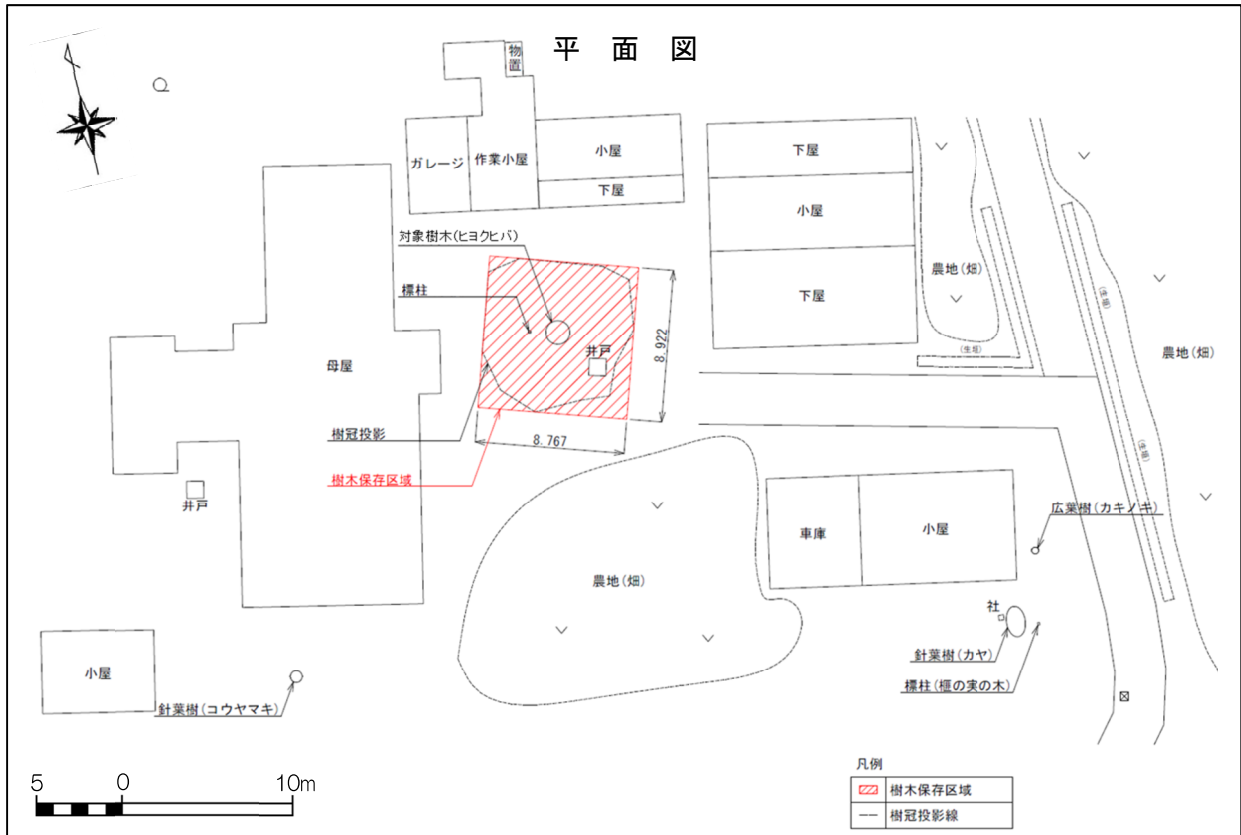
■ 指定理由

本樹木は、長年継続的に行われてきた整枝剪定等により整然とした樹形が維持・構成され、高さ1.4m付近から3本に分かれた幹は通直に天空を指し、それから伸びた枝条は四方に展開し、その先端部につけた特有の糸状の針葉はとてもきれいであるなど、他には見られない貴重な樹木であり、樹勢が旺盛でかつ樹容も美観上特に優れているものと判断できる。

■ 位置図



■ 樹木保存区域の設定・区域



■ 樹木の様子



(樹木全景)



(主幹の状況)